

令和4年度 点呼支援機器等導入促進助成事業取り次ぎ実施要領

令和4年4月1日
一般社団法人 東京都トラック協会

一般社団法人 東京都トラック協会（以下「東ト協」という。）は、公益社団法人 全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）が定める「点呼支援機器等導入促進助成金交付要綱」（以下「全ト協交付要綱」という。）に基づき、中小トラック運送事業者における輸送の安全確保の根幹を成す運行管理について、安全性の向上、労働環境の改善、人出不足の解消等に資するため、下記のとおりに取り次ぎ実施要領を定める。

1. 実施期間

受付期間は、令和4年4月15日から令和5年2月28日（必着）とする。

ただし、上記期間内であっても全ト協の交付限度総数に達した場合には、その時点で受付終了とする。（※上記の事由等を含め、受付期間中に受付を終了する場合、または受付期間に変更が生じる場合は、東ト協ホームページ等で周知する。）

2. 助成額及び助成台数

対象となる点呼支援機器等の導入に要する費用を上限10万円とし、年度内の申請台数は1事業者あたり1台とする。

3. 助成対象者

1) 東ト協の会員事業者で中小企業者※を対象とする。

※中小企業者とは中小企業基本法による中小事業者 ・ 資本金の額または出資の総額が、3億円以下の会社 または ・ 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
--

2) 認可された営業所の位置が東京都内にあること。

ただし、東ト協定款に定める普通会员及び副会員にあっては、上記を満たさない営業所が位置する道府県トラック協会に加入していないことを条件として助成の対象とする。

4. 助成対象機器

国土交通省の実証実験にて使用されている点呼支援機器等とする。具体的には、株式会社ナブアシストが開発した「ロボット点呼」（通称「ユニボ」）に関わるシステム機器一式とする。

令和3年4月1日から令和5年2月28日に株式会社ナブアシスト、日本貨物運送協同組合連合会及び販売取扱店等を通じて、新たに導入（サービスの利用を開始）し、前項「1. 実施期間」に記載された期間中に助成金申請が行われたものを対象とする。

助成対象には、上記機器及びシステムの導入費の他、部品や付属品、セットアップ等の費用を含むものとする。なお、消費税は導入費用に含まない。

また、下記の該当する申請、及び装置は助成対象外とする。

- ・ 受付期間外に助成申請の申込みが行われたシステム機器。
- ・ 昨年度の同助成事業で既に助成を受けたシステム機器。
- ・ 令和5年3月1日から令和5年3月31日の間に導入（装着）するシステム機器。
- ・ 本助成制度以外の他の助成制度（国・自治体）を使用して導入した機器及びシステム（周辺機器を含む）

5. 申請方法・申請書類等

1) 下記の申請様式に、添付書類を添えて、東ト協会長宛に提出すること。

なお、申請様式は作成原本。添付資料は、写しを提出すること。

(1) 申請様式

① 「点呼支援機器等導入促進助成事業 助成申請書」(様式1)

② 「確認書」(様式2)

上記3. 2)に定める営業所の位置が東京都以外の場合、当該営業所が位置する道府県トラック協会に加入していないことを確認するため必要となる。

(2) 添付書類

① 「領収書」の写し

② サービス利用申込書(契約書)の写し
(表紙のみ、利用規約以降は省略可)

③ 管理Noが記載された書類の写し
(②に記載されている場合は不要)

④ 「事業概況報告書」の写し
(「事業報告書」内の1号様式のみ)

2) 東ト協は、会員事業者から上記5. 1)の申請があった場合には、全ト協交付要綱に基づいて、全ト協に対して助成金請求を行う。

3) 東ト協は、全ト協から助成金の交付を受けた後、交付請求を行った会員事業者の銀行口座に振り込むものとする。

6. 助成金を受けた装置の処分・取扱い

1) 助成金の交付を受けた会員事業者は、当該機器等の導入日から1年を経過するまでの期間は、「処分」(譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保)をしてはならない。

但し、あらかじめ、「機器等処分承認願」(様式3)を東ト協会長宛に提出し、承認を得た場合はこの限りでない。

2) 会員事業者から上記 様式3の提出があり、相当の処分理由が認められた場合には、東ト協は当該提出事業者へ「機器等処分承認通知書」を発行し、同承認を全ト協へ報告する。

7. 申請様式等

1) 点呼支援機器等導入促進助成事業 助成申請書 (様式1)

2) 確認書 (様式2)

3) 機器等処分承認願 (様式3)

8. 報 告

東ト協は、点呼支援機器等導入促進助成金の交付を受けた会員事業者に対し、当該助成等に関する必要な報告等を求めることができる。

以 上

※ 本助成事業の問合せ先・申請書類の送付先

一般社団法人東京都トラック協会 業務部 交通・環境グループ

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-1-8

TEL 03-3359-3618